

# 夕張市上水道第 8 期拡張事業

## PFI 実施方針

(変更版)

平成 22 年 8 月

夕 張 市



## 目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
1)	事業内容に関する事項	1
2)	特定事業の選定方法等に関する事項	4
2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1)	事業者選定の方法	5
2)	事業者選定の手順及びスケジュール	5
3)	応募手続き等	5
4)	応募者の参加資格要件	8
5)	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	10
6)	契約に関する基本的な考え方	12
7)	提出書類の取扱い	12
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	14
1)	リスク分担の考え方	14
2)	要求する性能等	14
3)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	14
4)	事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	14
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1)	立地に関する事項	16
2)	敷地面積	16
3)	特定事業に係る市有地等の無償貸与	16
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
1)	係争事由に係る基本的な考え方	16
2)	管轄裁判所の指定	16
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1)	基本的な考え方	17
2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	17
3)	金融機関と市の協議	17
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1)	情報公開及び情報提供	19
2)	市議会の議決	19
3)	入札に伴う費用の負担	19
4)	問合せ先	19



夕張市(以下「市」という。)は、夕張市上水道第8期拡張計画に係る水道施設更新・維持管理等事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。最終改正平成19年法律第85号、以下「PFI法」という。)に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定により、本事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

## 1 特定事業の選定に関する事項

### (1) 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

夕張市上水道第8期拡張事業

#### 2) 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場施設

#### 3) 公共施設等の管理者

夕張市長 藤倉 肇

#### 4) 事業の目的

本市水道事業は、昭和3年3月に計画給水人口9,900人、計画1日最大給水量1,500m<sup>3</sup>/日の規模で公設水道として創設されて以来、7期にわたる拡張事業を経て現在に至っている。その間、旭町水系と清水沢水系に現在の基幹的施設である水道専用ダムと浄水場をそれぞれ整備するとともに、閉山炭鉱に係る水道施設や周辺の農業水道、沼の沢・紅葉山・真谷地・滝の上・楓地区の各簡易水道を統合するための施設整備を順次進めてきたことにより現在、計画給水人口42,500人、計画1日最大給水量19,770m<sup>3</sup>/日となっている。

本市水道事業の規模は拡大したものの炭鉱の閉山と産業の停滞・衰退に伴い、この10年間給水人口、給水量とも一貫して減少傾向にある。また、給水を開始してから既に80年程の歳月が経過し、旭町浄水場を始めとする基幹水道施設では設備の経年化や老朽化が見られる。多くの施設が、今後、順次耐用年数を経過していくこととなり、市民生活を支える安全かつ安定した給水を確保していくためには、水道施設の計

画的な改築更新、機能維持の対策を的確に進めていく必要がある。

したがって、水道用水の安全・安定した給水維持を目指し、効率的な施設等の改築更新と基幹的施設の再構築を図ることを本事業の目的とする。

## 5) 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、次に列挙するとおりである。事業者は、浄水場施設等の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、水道法(昭和32年法律第177号)第24号の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託すること(以下「第三者委託」という。)を予定しており、事業者は水道技術管理者を置き、水道施設の管理(運転・保守点検等)を行う。

詳細は、今後公表する要求水準書において示す。

- ① 整備対象施設
  - (ア) 旭町浄水場
  - (イ) 清水沢浄水場
  - (ウ) 場外系機械電気計装設備
- ② 施設の設計及び建設に関する業務
  - (ア) 事前調査業務
  - (イ) 設計業務
  - (ウ) 工事業務
  - (エ) 工事管理業務
  - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務
- ③ 施設の運営及び維持管理に関する業務
  - (ア) 施設運転管理業務
  - (イ) 施設保守管理業務
  - (ウ) サービス業務
  - (エ) 保安業務
  - (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

## 6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計、建設を行った後、市に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う、いわゆるBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

## 7) 事業期間

本事業は、平成 23 年 4 月から平成 43 年 3 月までを事業期間とする。  
なお、全期間を維持管理期間とする。

## 8) 事業のスケジュール(予定)

- ① 事業契約の締結 平成 23 年 3 月
- ② 設計・建設期間 平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月  
(試運転期間を含む)
- ③ 本施設の引渡し期限 平成 27 年 4 月
- ④ 供用開始 平成 27 年 4 月
- ⑤ 運営・維持管理期間 平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月(20 年間)

## 9) 留意事項

### ① 施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は、既存施設を運転しながらの更新工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水施設へ円滑に移行することが求められる。

### ② 建築確認への対応

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に基づき、事業者は工事着工前にその建築計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令(法律、命令、条令)に適合するものであることについて確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受け、確認申請書の交付を受けなければならない。

### ③ 第三者委託への対応

本事業では、各施設の機能を効率よく発揮し、適切な維持管理を図るため、水道法上の責任を含め、施設の維持管理を包括的に事業者へ委託する。そのため、事業者は、事業者内部に業務履行上必要な有資格者を配置するなど、必要な機能を十分に発揮できる体制を確立することが求められる。

## 10) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令(法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む)を遵守しなければならない。

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 特定事業の選定に当たっての考え方

市は、PFI 法、基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

### 2) 特定事業の選定手順

特定事業の選定は次の手順により客観的評価を行う。

#### ① 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の財政負担額と PFI で実施する場合の財政負担額を比較することにより評価する。

#### ② PFI で実施することの定性的評価

本事業を PFI で実施する場合で、施設の設計、建設、運営及び維持管理の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価する。

#### ③ PFI で実施することによる事業者に移転するリスクの評価

本事業を市自ら実施する場合に比して、PFI で実施する場合は各種のリスクを事業者に移転することとなるため、この効果について定性的に評価する。

#### ④ 上記①から③を踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価する。

#### ⑤ その他

市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

### 3) 選定結果の公表

本事業を特定事業とした選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかに平成 22 年 8 月(予定)にホームページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。



## 2 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価型一般競争入札方式を採用することとする。

### (2) 事業者選定の手順及びスケジュール

事業者選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

スケジュール(予定)	内 容
平成 22 年 7 月 16 日	① 実施方針等の公表
平成 22 年 7 月 16 日～7 月 30 日	② 実施方針等に関する質問、意見受付
平成 22 年 8 月 9 日	③ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 22 年 8 月 19 日	④ 特定事業の選定・公表
平成 22 年 8 月 30 日	⑤ 入札公告、入札説明書・要求水準書等の公表・交付
平成 22 年 8 月 30 日～9 月 8 日	⑥ 入札説明書等に関する質問受付(第 1 回)
平成 22 年 9 月 2 日	⑦ 入札説明書等に関する説明会
平成 22 年 9 月 3 日	⑧ 現地見学会
平成 22 年 9 月 15 日	⑨ 入札説明書等に関する質問回答の公表(第 1 回)
平成 22 年 9 月 16 日～9 月 21 日	⑩ 入札説明書等に関する質問受付(第 2 回)
平成 22 年 9 月 28 日	⑪ 入札説明書等に関する質問回答の公表(第 2 回)
平成 22 年 10 月 5 日	⑫ 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付
平成 22 年 10 月 12 日	⑬ 入札参加資格審査結果の通知
平成 22 年 11 月 26 日	⑭ 事業提案書の受付
平成 23 年 1 月 18 日	⑮ 落札者の決定・公表
平成 23 年 1 月 28 日	⑯ 落札者との基本協定の締結
平成 23 年 3 月 21 日	⑰ 落札者との事業契約の締結

### (3) 応募手続き等

#### 1) 実施方針等に関する質問、意見受付、回答公表

平成 23 年 7 月 16 日(金)から 7 月 30 日(金)までの間、夕張市において、実施方針等に関する質問、意見を受け付ける。

##### ① 実施方針に関する質問

##### (ア) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式 1)に記入の上、

電子メールでのファイル添付又は郵送もしくは持参により、期限必着にて提出のこと。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行うこと。

また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録した電子媒体(CD-R等)に印刷した質問書を添付して提出すること。

持参する場合の受付時間は、受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)とする。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とする。宛先は、後記 8、4)のとおりである。

#### (イ) 回答の公表

平成 22 年 8 月 9 日(月)予定

ホームページへの掲載により回答を行う。

ただし回答にあたっては、質問者を匿名化する。

#### ② 実施方針に関する意見

##### (ア) 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書(様式 2)に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送もしくは持参により、期限必着にて提出のこと。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行うこと。

また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録した電子媒体(CD-R等)に印刷した質問書を添付して提出すること。

持参する場合の受付時間は、受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)とする。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とする。宛先は、後記 8、4)のとおりである。

#### (イ) 回答の公表

提出のあった意見は、原則として公表しない。

### 2) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者等の意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、ホームページにより速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

### 3) 特定事業の選定

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業が PFI 事業として実施すべきか否か評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した

場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

#### 4) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間特定事業等からの意見を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

#### 5) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

本事業に対する民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

[説明会]

開催日時 平成 22 年 9 月 2 日(木)午後 2 時から(受付開始:午後 1 時 30 分から)

開催場所 夕張市役所 4 階会議室

[現地見学会]

開催日時 平成 22 年 9 月 3 日(金)午前 9 時から

開催場所 夕張市

#### 6) 入札説明書等に関する質問受付・回答(第 1 回)

平成 22 年 8 月 30 日(月)から 9 月 8 日(水)までの間、夕張市において、入札説明書等に関する質問を受け付ける。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表する。

なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### 7) 入札説明書等に関する質問受付・回答(第 2 回)

平成 22 年 9 月 16 日(木)から 9 月 21 日(火)までの間、夕張市において、入札説明書等に関する質問を受け付ける。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表する。

なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

#### 8) 参加表明の受付(参加資格審査書類の受付)、参加資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、参加表明書の提出方法、時期、参加資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

## 9) 事業提案書の受付

審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細については、入札説明書等において示す。

## (4) 応募者の参加資格要件

### 1) 入札参加者の構成等

応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

また、参加表明書に明記した協力会社についても、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加することはできないものとする。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

なお、代表企業は夕張市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 夕張市建設工事等指名停止措置要領(平成 15 年 7 月 1 日)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 商法(明治 32 年法律第 48 号)に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- ⑥ 市が本事業についてアドバイザー業務を委託した(株)日水コンと提携関係にないこと、又はこれらのものと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

と。

注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業及び応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、工事、工事監理、運営及び維持管理の各業務の実施を担う者は、それぞれ次の資格要件を満たすものとする。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務を担うことも認めない。

① 設計業務の実施を担う者は次の要件を満たすこと。

(ア) 夕張市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。

(イ) 経営状況が健全であること。

注)「経営状況が健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと並びに経営状態が著しく不健全でないことをいう。

(ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

② 工事業務の実施を担う者は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記(2)①(ア)に同じ。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

③ 工事監理業務の実施を担う者は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記(2)①(ア)に同じ。

(イ) 上記(2)①(イ)に同じ。

(ウ) 上記(2)①(ウ)に同じ。

(エ) 上記(2)①(エ)に同じ。

④ 運営及び維持管理業務の実施を担う者は次の要件を満たすこと。

(ア) 上記(2)①(ア)に同じ。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定までに、上記(1)及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

### 3) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

## (5) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### 1) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。

審査委員会の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。

なお、市又は審査委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

### 2) 審査委員会の設置

市が設置する審査委員会は、学識者等 5 名の委員によって構成する。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### 3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施し、経済性、事業計画、施設整備・運営・維持管理能力、資金調達計画、事業収支計画、その他の条件等を審査委員会が総合的に評価する。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。

#### ① 資格審査

参加表明書とあわせて提出された参加資格審査書類をもとに、入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件についての確認審査を行う。

参加資格通過者は、事業提案書を提出すること。

提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

## ② 提案審査

### (ア) 基礎審査

入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準について確認する。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

- ・提出書類の確認
- ・入札価格の確認
- ・要求水準の確認 等

### (イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準の詳細については、落札者選定基準として入札説明書等において示す。

- ・入札価格に関する事項
- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の運営・維持管理に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項 等

## 4) 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知すると共に公表する。

なお、応募企業、応募企業の構成員及び協力会社が、落札決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受けたとき、又は排除勧告を受けることなく課徴金納付命令を受けたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ただし、協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、本市との協議の上、当該協力会社の変更を認めることとする。

## 5) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行う。

なお、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。  
ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

#### 6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者或いは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとして市が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

### (6) 契約に関する基本的な考え方

#### 1) 基本協定の概要

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

#### 2) 特別目的会社の設立等

落札者は、商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに夕張市内に設立するものとする。

なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

#### 3) 事業契約の概要

事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する平成43年3月末日までの契約とする予定である。

なお、事業契約書案については入札説明書等において公表する。

### (7) 提出書類の取扱い

#### 1) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札



参加者に帰属する。

なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

## 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市が責任を負担する。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

#### (1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「PFI事業における分担等に関するリスク分担に関するガイドライン」などを踏まえ、市と事業者の責任分担は、原則として「資料 2 リスク分担表」によることとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、事業契約書案として入札説明書等において示す。

#### (2) 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

なお、事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような建設、運営及び維持管理を行うこととする。

#### (3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

##### 1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行する。

##### 2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとする。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

#### (4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

##### 1) モニタリングの目的

市は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

## 2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約書において定める。

## 3) モニタリングの実施時期及び概要

### ① 実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が、業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

### ② 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。

また、市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

なお、事業者は、上記事項と関係なく市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うと共に工事現場での施工状況の確認を受ける。

### ③ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意し、現場での市の確認を受ける。

この際、市は、施設の状態が事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定めた要求水準及び条件に適合しない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

また、事業者は、運営・維持管理マニュアルを作成し、市の確認を受ける。

### ④ 運営・維持管理段階

市は、運営・維持管理段階において、運営・維持管理マニュアルのとおり運営・維持管理業務が遂行されているか定期的に業務の実施状況を確認する。

### ⑤ 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告しなければならない。

## 4) 性能未達の場合における措置

市は、モニタリングの結果、事業契約書に定められた水準を満足しないと判断した場合は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対し勧告や整備・運営委託料の減額等の措置をとる。

なお、減額措置の詳細については入札説明書等において示す。

#### 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 立地に関する事項

- ・旭町浄水場 夕張市旭町 83 番地
- ・清水沢浄水場 夕張市清水沢国有地

なお、本事業の立地に関する事項については、「資料 1 PFI 事業計画予定地」に示す。

##### (2) 敷地面積

- ・旭町浄水場 約 4,800m<sup>2</sup>
- ・清水沢浄水場 約 4,000m<sup>2</sup>

##### (3) 特定事業に係る市有地等の無償貸与

市は、特定事業の用に供するために、設計・施工期間中は、市有地を事業者は無償貸与し、運営・維持管理期間中は、市有地及び本施設を事業者は無償貸与することを予定している。

#### 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

##### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

##### (2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### (1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### 1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるとともに、事業契約を解除することができるものとする。

なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める

#### 2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

#### 3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

### (3) 金融機関と市の協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関と協議を行い、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### 1) 国庫補助金等の取り扱い

本施設については、「水道水源開発施設等施設整備費」の「高度浄水施設等整備費」として、国庫補助金の対象施設となる見込みである。

#### 2) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者の協議により対応を図っていくものとする。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1)情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて行う。

### (2)市議会の議決

市と事業者における契約内容の合意の後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を市議会に提出し、議決を経た上で事業契約を締結する。

### (3)入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### (4)問合せ先

夕張市建設課上下水道グループ

〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目2

電話 0123-52-3152

FAX 0123-52-2583

メールアドレス [ybrgsi@city.yubari.lg.jp](mailto:ybrgsi@city.yubari.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.yubari.lg.jp/>